

資料 4

対象収入認定の留意事項について

対象収入については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」及び「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」に準じて取り扱います。

[収入として認定するもの]

収入の種類	収入として認定する額	留意事項等
年金、恩給等の収入 ・ 公的年金 ・ 恩給 ・ 企業退職年金 ・ 個人年金 ・ 労働者災害補償保険 ・ その他	実際の受給額 →所得証明書で確認する場合は、公的年金等控除額を差し引いた後の「雑所得」の金額ではなく、「年金収入」の金額となる	所得税の課税・非課税を問わない →入所時に非課税の収入がないか、本人や家族に確認するとともに、家族の状況や生活歴等を把握する際、非課税の遺族年金等を受給している可能性についても留意していただきたい
勤労所得	所得税の給与所得の金額 →年金等とは異なり、所得証明書の「給与収入」の金額ではなく「給与所得」の金額	措置を前提とした「取扱い細則」には「入所前の」と規定があるが、入所後も引き続き勤労している場合は、入所後も収入として認定する
財産収入	課税標準として把握された所得の金額→所得証明書の「不動産所得」の金額	
利子、配当収入	課税標準として把握された所得の金額→所得証明書の「利子所得」「配当所得」の金額	確定申告がされる場合に限る（利子は原則確定申告不要、配当は確定申告が必要な場合と不要な場合がある）
その他の収入 ・ 譲渡所得 ・ 山林所得 ・ 一時所得 ・ 相続・遺贈・贈与による所得 ・ その他	課税標準として把握された所得の金額→所得証明書の「譲渡所得」「山林所得」「一時所得」「事業所得」「雑所得」（年金恩給等を除く）の金額 相続等については、相続税又は贈与税の課税価格	ホーム入所前の臨時的な収入は除く

[収入として認定しないもの]

- ・ 臨時的な見舞金、仕送り等による収入
- ・ 地方公共団体又はその長、社会事業団体その他から恵与された慈善的性質を有する金銭
- ・ 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律により支給される手当のうち一定額
- ・ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び障害補償費・遺族補償費のうち一定額
- ・ 児童手当法により支給される児童手当等、法令により入所者の生活費以外の用途に充てられることとされている金銭
- ・ 老人ホームにおける生きがい活動に伴って副次的に得られる収入
- ・ その他生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等社会通念上収入として認定することが適当でないと判断される金銭

※年度途中で収入や必要経費に著しい変動があった場合

前年に比して収入が減少したり不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により入所者の負担能力に著しい変動が生じ費用負担が困難となった場合は、当該年の収入又は必要経費を用いて「対象収入」を算定することがある。

→該当しそうな事例があれば、福祉法人課高年施設係に個別に協議して下さい。

[必要経費として認定するもの]

必要経費の種類	必要経費の具体的内容	留意事項等
租税	所得税、住民税 相続税、贈与税 *非該当：固定資産税、自動車税	所得税：源泉徴収税額≠確定税額（還付や追納の可能性あり） 住民税：課税証明の年度と支払い年がずれるので要注意
社会保険料	国民保険の保険料 介護保険料 *非該当：生命保険料、損害保険料	
医療費	(下記のとおり)	
介護サービス利用料	(下記のとおり)	
その他	配偶者・扶養親族への仕送り 災害による資産の損害の補填費用 やむを得ない事情による借金の返済 その他支出せざるを得ない費用	該当しそうな事例があれば、福祉法人課高年施設係に個別に協議のこと

※1 医療費について

医療費の範囲：所得税の医療費控除の対象となる医療費

*介護サービスの利用料については、所得税の取扱いによらず※2による

必要経費の額：〈支払った医療費の総額〉－〈保険等で補填される金額〉

*所得税の場合、この額からさらに10万円（所得の合計額が200万円までの場合は所得の合計の5％）を差し引くが、必要経費の認定の場合は引かない

額の確認方法：所得税の確定申告で医療費控除を受けている場合は、領収書等を税務署に提出しているため、課税証明書の医療費控除の額から算定するか、確定申告書の控えで確認

医療費控除を受けていない場合は、領収書で確認。その際、補填する保険金等が無いか確認すること

その他留意点：ホームへの入所前の入院に係る医療費は、入所することによって支出の必要がなくなるものであるため、必要経費として認定できない。入所後も引き続き必要な通院等にかかる費用は認定できる。なお、入所後の一時的な入院にかかる医療費は、必要経費として認定できる

※2 介護サービスの利用料について

対 象：当該施設において提供する特定施設入居者生活介護の利用料
入居者が個別に利用する訪問介護や通所介護等の介護保険サービスの利用料

必要経費の額：1割負担分

額の確認方法：当該施設で提供される特定施設入居者生活介護にかかる利用料は施設の記録と照合。その他の場合は、領収書により確認